

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定  
(障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
(同) 一
- 保安林の指定施業要件の変更  
(森林整備課) 一
- 都市計画事業の事業計画変更の認可  
(都市計画課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可  
(仙台地方振興事務所) 二
- 土地改良区の定款変更の認可  
(北部地方振興事務所) 二
- 開発行為に関する工事の完了  
(建築宅地課) 二
- 選挙管理委員会  
(選挙管理委員会) 三
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数  
(選挙管理委員会) 三
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数  
(選挙管理委員会) 三
- 定期監査の結果の公表  
(公安委員会) 三
- 警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施  
(警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施) 五
- 警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施  
(警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施) 七
- 公立大学法人宮城大学平成三十年度財務諸表の公告  
(公立大学法人宮城大学平成三十年度財務諸表の公告) 八

## 雑 報

## 告 示

○宮城県告示第七百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一五〇〇七七一	放課後等デイサービスぶちまーる 大崎市古川西館三丁目六番十六号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人学びの庭	令和元年九月一日

○宮城県告示第七百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一三〇〇五四四	ニチイケアセンターつきだて 栗原市築館伊豆二丁目一四一〇プラン ドール・ΣⅢ	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	令和元年九月一日
○四一一五〇〇八五三	就労支援センター 「ジェムストーン」 大崎市古川西館三丁目六番十六号	就労移行支援、 就労継続支援B型	特定非営利活動法人学びの庭	令和元年九月一日

○宮城県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称  
大崎市役所周辺地区土地区画整理事業

二 事務所の所在地  
大崎市古川七日町一番一号大崎市建設部都市計画課

三 施行認可の年月日  
平成三十年十月十八日

四 変更認可の年月日  
令和元年九月二日

○宮城県告示第七百五十三号

仙台市岩切土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十日

宮城県仙台地方振興事務所  
所長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第七百五十四号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 小 野 和 宏

**公 告**

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

選挙管理委員会

○宮選管告示第百七号

令和元年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、七三二
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三四二、〇七五
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数
 

青葉選挙区	八一、八六七	岩沼選挙区	一一、一六四
宮城野選挙区	五三、〇〇七	登米選挙区	二二、五八五
若林選挙区	三八、二九〇	栗原選挙区	一九、五九八
太白選挙区	六四、二四六	東松島選挙区	一一、一八九
泉選挙区	五九、九五〇	大崎選挙区	三六、五六五

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字星場二百九十四番九

東松島市赤井字星場二百九十六番地

齋藤 孝二

- |            |        |          |        |
|------------|--------|----------|--------|
| 石巻・牡鹿選挙区   | 四二、八二八 | 富谷・黒川選挙区 | 二五、四五〇 |
| 塩釜選挙区      | 一五、五三二 | 柴田選挙区    | 一三、〇一〇 |
| 気仙沼・本吉選挙区  | 二二、〇二九 | 亘理選挙区    | 一三、一二三 |
| 白石・刈田選挙区   | 一三、六〇八 | 宮城選挙区    | 一三、九四一 |
| 名取選挙区      | 二一、三七三 | 加美選挙区    | 八、五五五  |
| 角田・伊具選挙区   | 一一、二五三 | 遠田選挙区    | 一一、六九七 |
| 多賀城・七ヶ浜選挙区 | 二二、六七七 |          |        |

○宮選管告示第百八号

令和元年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年九月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、〇七五

監査委員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和元年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和元年9月10日

- 1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等
 

宮城県監査委員	中 島 源 陽
宮城県監査委員	す ぞ う
宮城県監査委員	石 森 健 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

別紙のとおり。

2 監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結

果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

大崎広域水道事務所

イ 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

業務委託の契約締結において、公印を無断で押印し受注者に契約書を返送したものの。

・公印の無断押印 4件

ロ リース契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

ポータブル有毒ガス検知器リース契約における遅延損害金の利率について、受注者から提示された利率14.6%で契約を締結し、政府契約の支払遅延防止に関する法律による利率2.7%に変更する際に契約事務手数料5,400円を支払ったもの。

別紙

○宮城県水道用供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 (水道経営管理室を含む。) 令和元年7月18日

大崎広域水道事務所 令和元年7月9日

仙南・仙塩広域水道事務所 令和元年7月10日

2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 127万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市, 栗原市, 富谷市, 加美町, 大和町, 大郷村 (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 大和町, 利府町, 大和町, 大郷村, 大和町, 大郷村, 大和町, 大郷村, 大和町, 大郷村, 大和町, 大郷村	平成2年度

(17市町)

3 事業実績

平成30年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,134 <sup>千円</sup>	3,406,320 <sup>千円</sup>	2,698,194 <sup>千円</sup>	670,136 <sup>千円</sup>	1,384,167 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	70,544	12,942,949	9,096,876	3,695,763	7,205,594
合計	93,678	16,349,269	11,795,070	4,365,899	8,589,761

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 (水道経営管理室を含む。) 令和元年7月18日

大崎広域水道事務所 令和元年7月9日

仙南・仙塩広域水道事務所 令和元年7月10日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 107万㎡	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 107万㎡	仙台市, 名取市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市, 大和町, 大郷村, 加美町 (4市町村)	昭和55年度

仙南工業用水道	工業用水	セクター	事業廃止
---------	------	------	------

3 事業実績  
平成30年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,257	752,605	667,166	65,833	413,338
仙台圏工業用水	14,994	590,239	456,608	100,332	370,034
仙台北部工業用水	7,397	573,218	459,002	114,092	412,898
仙南工業用水	-	7,586	52	7,534	△ 3,164
合計	32,648	1,923,648	1,582,828	287,791	367,310

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
企業局公営事業課 令和元年7月18日
- 2 事業概要  
本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。
- 3 事業実績  
平成30年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	528,268	247,749	280,519	280,519

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。  
2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第104号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年9月10日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
  - (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
  - (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級
  - (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
  - (5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
  - (6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- 2 実施期日
- (1) 学科試験及び実技試験の一部

(6)

令和元年12月9日(月)午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施(負傷者の救護、護身方法)

(2) 実技試験

令和元年12月18日(水) 雑踏警備業務1級及び2級

令和元年12月19日(木) 交通誘導警備業務1級及び2級

令和元年12月20日(金) 空港保安警備業務1級及び2級

令和元年12月23日(月) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

令和元年12月24日(火) 施設警備業務1級及び2級

令和元年12月25日(水) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

※上記各実施日について午前9時30分から

3 実施場所

(1) 学科試験及び実技試験の一部

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

(2) 実技試験

宮城県多賀城市明月2-2-1

ポリテクセンター宮城多賀城実習場

4 受検人員

当該警備業務各種別の1級及び2級全体で30人

5 受検対象者

(1) 当該警備業務各1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種類について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 当該警備業務各2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。)

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける(氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の受検対象者に該当する項目について聴取)。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

令和元年9月30日(月)から10月4日(金)までの5日間(9月30日から10月3日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)とする。

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 受検申請手続

事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。

(1) 申請受付期間

令和元年10月7日(月)から同月11日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで)

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。

なお、郵送による提出は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

イ 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 前記5-(1)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書(写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-

(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

オ 前記5-(1)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

オ 前記5-(1)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

警察 公 道 局

<p>カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2 葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、</p> <p>ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円</p> <p>エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円</p> <p>オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>10 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先</p> <p>宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号022-221-7171 内線3054・3055</p> <p>○宮城県公安委員会告示第105号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。</p> <p>令和元年9月10日</p> <p>1 講習実施期日 宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子 令和元年11月5日（火）から同月8日（金）までの4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人程度</p>	<p>4 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取） なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和元年10月7日（月）から同月11日（金）までの5日間（10月7日から同月10日まで午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 令和元年10月15日（火）から同月21日（月）までの土、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 機械警備業務管理者講習申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 令和元年10月1日付けで施行される公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 その他 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 （電話番号022-221-7171 内線3054、3055）</p>
<p>雑 報</p>	

○公立大学法人宮城大学理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
令和元年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学平成三十年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和元年九月十日

公立大学法人宮城大学

理事長 川 上 伸 昭